

「同等品で応札される場合の手続要領」

入札仕様書で「同等品可」と表示がある物品については、基準品として示したメーカー・型番の品物のほか、それと同等以上の品物（以下「同等品」という。）による応札を可能とする。よって、同等品による応札の場合は、以下の手続により事前に同等品認定を受けること。

1 同等品の定義

同等品とは、規格・品質が基準品と同等以上であるものをいう。

2 同等品認定の方法

同等品認定を受けようとする者は、「同等品規格確認票」（別添）に次の資料を添付の上、山口県後期高齢者医療広域連合事務局に提出すること。（メール・FAX可）

・当該同等品候補の掲載されたカタログ・価格表等の資料

3 同等品可否決定の通知

提出された「同等品規格確認票」の審査結果については、同確認票の「広域連合確認」欄に認定の場合は「適」を、不認定の場合であれば「否」の記入をし、確認者氏名を記入した後返送することにより通知する（メール又はFAXにより通知）。

なお、事故等により審査結果が届かない場合があるので、令和5年3月9日（木）中に審査結果の通知がない場合は山口県後期高齢者医療広域連合事務局に確認すること。

4 同等品規格確認票の提出期限

令和5年3月9日（木）正午 **必着**

注意) 基準品以外の同等品で応札しようとする者は、必ず「同等品規格確認票」を提出してください。